

平成25年4月15日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 平成25年法人税改正、所得拡大促進税制 －給与支給額5%アップで法人税額20%ダウン－

アベノミクスの成長戦略の一環として「所得拡大促進税制」が創設されました。

### ●概要

法人が給与支給額を5%以上増加させた場合、最大20%法人税額が控除されます。

### ●適用時期

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度

### ●適用要件…次のすべての条件をみたすこと。

- ①青色申告法人であること。
- ②その事業年度において「国内雇用者(\*1)」に支給した給与等(含、賞与。以下同じ)の総額が、「基準雇用者給与等支給額(\*2)」に比べ5%以上増加していること。  
(\*1)「国内雇用者」…その法人の使用人(法人の役員、役員の特典関係者を除く)のうち国内の事業所に勤務する者。  
(\*2)「基準雇用者給与等支給額」…平成25年4月1日以後に開始する事業年度のうち最も古い事業年度の直前事業年度の「国内雇用者」に支給した給与等の総額。
- ③その事業年度において「国内雇用者」に支給した給与等の総額が、前事業年度の「国内雇用者」に支給した給与等の総額以上であること。
- ④その事業年度において「国内雇用者」に支給した給与等の平均額が、前事業年度の「国内雇用者」に支給した給与等の平均額以上であること。

(事例)・平成24年4月1日～平成25年3月31日事業年度

「国内雇用者」に支給した給与等の総額…2000万円(「基準雇用者給与等支給額」)  
支給人員…5人

・平成25年4月1日～平成26年3月31日事業年度

「国内雇用者」に支給した給与等の総額…2300万円、支給人員…6人

⇒2300万円/2000万円=115%>105%…OK(上記②)

⇒2300万円>2000万円…OK(上記③)

⇒2300万円/6人=383,3万円<2000万円/5人=400万円…NO(上記④)

### ●控除税額

上記の要件のいずれにも当てはまる場合には、その事業年度の「国内雇用者」に支給した給与等の総額が「基準雇用者給与等支給額」を超える金額の10%相当額と、その事業年度の法人税額の20%相当額(中小企業者以外の法人は10%相当額)のいずれか少ない金額がその事業年度の法人税額から控除できる。